

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年8月1日 18時30分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町島後北西岸沖 隠岐福浦埼灯台から真方位033° 1.0海里付近 (概位 北緯36° 18.1′ 東経133° 11.6′)
事故の概要	遊覧船第二清光丸は、南西進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年5月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊覧船 第二清光丸、2.4トン SN3-20546（漁船登録番号）、個人所有 第272-21762号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（乗客）
損傷	船底部外板に亀裂、舵板及びプロペラ軸に曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約19cm（西郷） 日没時刻：19時13分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、乗客11人を乗せ、船長が操舵室後方に立ち、島後北西岸沖を約10ノットの対地速力で、手動操舵により南西進していた。 船長は、乗客と会話をしていたところ、衝撃を感じ、岩場に乗り揚げ、乗り切ったことを知った。 船長は、長年、遊覧船の運航に当たり、島後北西岸沖の岩場の存在を知っており、ふだん山立て及びGPSプロッターにより船位の確認を行っていたが、本事故当時、ふだんの針路線からそれて航行していることに気付かなかった。 本船の喫水は、船首約0.40m、船尾約1.04mであった。
分析	本船は、船長が、乗客と会話をしていて船位の確認を行っていなかったことから、ふだんの針路線からそれて島後北西岸沖の岩場に接近する態勢で航行していることに気付かず、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、乗客と会話をしていて船位の確認を行っていなかったため、ふだんの針路線からそれて島後北西岸沖の岩場に接近する態勢で航行していることに気付かず、本船が同岩場に乗り揚げたものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 遊覧船等においては、安全運航に専念すること。
-----------	--